

石垣市自然環境保全条例施行規則(平成19年規則第13号)の新旧対照表

現行	改正後(案)
<p>○石垣市自然環境保全条例施行規則 (適用除外)</p> <p>第7条 条例第17条第1項の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方共同法人日本下水道事業団 (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (3) 独立行政法人労働者健康福祉機構 (4) 独立行政法人森林総合研究所 (5) 独立行政法人国際農林水産業研究センター (6) 沖縄県農業開発公社 (7) その他市長が必要と認める法人 <p>第3章 開発行為等に対する指導 (同意の基準)</p> <p>第8条 市長は、第2条に規定する届出を受理した場合において、当該届出に係る開発行為が次に掲げる基準に適合するときは同意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ～ (5) (略) (6) 開発区域において現況森林面積の40パーセント以上が確保され、かつ、芝等緑地の維持管理について、農薬を使用しないこと。 (7) ～ (9) (略) 	<p>(適用除外)</p> <p>第7条 条例第17条第1項の規則で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地方共同法人日本下水道事業団 (2) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (3) 独立行政法人労働者健康安全機構 (4) <u>国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所</u> (5) <u>国立研究開発法人国際農林水産業研究センター</u> (6) <u>公益財団法人沖縄県農業振興公社</u> (7) その他市長が必要と認める法人 <p>第3章 開発行為等に対する指導 (同意の基準)</p> <p>第8条 市長は、第2条に規定する届出を受理した場合において、当該届出に係る開発行為が次に掲げる基準に適合するときは同意するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ～ (5) (略) (6) 開発区域において現況森林面積の40パーセント以上が確保され、かつ、芝等緑地の維持管理について、原則農薬を使用しないこと。 (7) ～ (9) (略)